二～五　（略）

2～5　（略）

（地域連携薬局等の掲示）

**第十五条の十六の二**　認定薬局開設者は、当該薬局内の見やすい場所及び当該薬局の外側の見やすい場所に、次に掲げる事項を掲示しなければならない。

一　地域連携薬局等である旨

二　地域連携薬局等の機能に係る説明

（地域連携薬局等の変更の届出）

**第十六条の三**　認定薬局開設者は、次に掲げる事項を変更したときは、三十日以内に、様式第六による届書を提出することにより、認定証を交付した都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

一　認定薬局開設者の氏名（認定薬局開設者が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員の氏名を含む。）及び住所

二　専門医療機関連携薬局にあつては、法第六条の三第二項第二号に規定する薬剤師の氏名

2　前項の届書には、次の各号に掲げる届書の区分に応じて当該各号に定める書類を添えなければならない。ただし、申請等の行為の際当該届書の提出先とされている都道府県知事に提出され、又は当該都道府県知事を経由して厚生労働大臣に提出された書類については、当該届書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

一　前項第一号に掲げる認定薬局開設者の氏名に係る届書　認定薬局開設者の戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書（認定薬局開設者が法人であるときは、登記事項証明書）

二　前項第一号に掲げる役員に係る届書　新たに役員となつた者が精神の機能の障害により業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合は、当該役員に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書

三　前項第二号に掲げる事項に係る届書（新たに法第六条の三第二項第二号に規定する薬剤師となつた者が認定薬局開設者である場合を除く。）　雇用契約書の写しその他の認定薬局開設者の新たに法第六条の三第二項第二号に規定する薬剤師となつた者に対する使用関係を証する書類

3　認定薬局開設者は、その薬局の名称を変更しようとするときは、あらかじめ、様式第六による届書を提出することにより、認定証を交付した都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

（取扱処方箋数の届出）

**第十七条**　令第二条の十三ただし書の厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。

一・二　（略）

2　令第二条の十三の届出は、様式第七による届書を提出することによつて行うものとする。

二～五　（略）

2～5　（略）

（新設）

（新設）

（取扱処方箋数の届出）

**第十七条**　令第二条ただし書の厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。

一・二　（略）

2　令第二条の届出は、様式第七による届書を提出することによつて行うものとする。